

フィンランド

意匠規則

2013年7月18日命令 No. 583 により改正された 1971年4月2日命令 No. 252

2013年9月1日施行

目次

登録出願及び意匠登録簿

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

優先権

第8条－第11条（廃止）

分割

第12条

登録出願の処理

第13条

第14条

意匠登録の公告

第15条

異議申立手続

第16条

第17条

第18条

第19条

意匠登録簿

第20条－第21条（廃止）

第22条

第23条（廃止）

第24条

第25条－第26条（廃止）

第 27 条

第 28 条

手数料

第 29 条—第 32 条 (廃止)

特別規則

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条 (廃止)

第 37 条

登録出願及び意匠登録簿

第1条

意匠登録出願は、フィンランド特許登録庁(以下「特許庁」という)に対して提出しなければならない。

第2条

意匠登録の出願は、出願書類及び添付書類から成るものとする。

出願書類は、出願人又はその代理人の署名を要し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 出願人の名称、住所及び宛先並びに出願人が代理人により代理されている場合は当該代理人の名称、住所及び宛先

(2) 意匠創作者の名称及び宛先

(3) 意匠が出願人でない者により創作されている場合は、意匠権は出願人に移転されている旨の出願人による確認

(4) 意匠登録の出願対象である製品の表示

(5) 意匠法(法律 221/1971)第8条に従って優先権を主張するか否かに関する情報

(6) 出願人が意匠法第18条に基づく意匠登録及び公告の繰延を請求するか否かに関する情報

(7) 出願書類に添付された書類を特定する情報

次の書類を出願書類に添付しなければならない。

(1) 意匠の1又は複数の表示

(2) 出願人が代理人により代理される場合は、委任状

第3条

出願書類及び添付書類は、使用言語に関する法律に従ってフィンランド語又はスウェーデン語により作成しなければならない。出願人が外国人である場合は、出願書類及び添付書類は、フィンランド語により作成しなければならない。出願に添付される書類が外国語により作成されている場合において、特許庁が請求するときは、フィンランド語又はスウェーデン語への翻訳文を提出しなければならない。

第4条

意匠の表示は、3通を提出しなければならない。表示は、すべてA4サイズ(21×29.7cm, 8.2×11.6インチ)を超えない寸法としなければならない。表示は、別寸法の白黒の複製に適するものでなければならない。

出願人が意匠の見本を提出する場合は、それは耐久性のある素材で作成され、縦、横、高さ何れも40cm(15.6インチ)を超えず、かつ、重量は4kg(8ポンド13オンス)を超えないものとする。分解し易い物又は危険物は、見本として提出することができない。

出願が複数の意匠に関係する場合は、意匠ごとに別の表示を提出しなければならない。そのような出願の場合は、表示及び見本(若しあれば)には明確に連続番号を標記しなければならない。

第5条

特許庁は、各意匠登録出願に出願番号及び出願受領日を記載する。

第6条

特許庁は、受領した意匠登録出願に関する出願登録簿を備える。出願登録簿は公衆に利用可能とされるものとする。

出願登録簿には、次の事項を各出願について記入するものとする。

- (1) 出願日及び出願番号
- (2) 意匠の表示又は見本が最初に提出された日が出願日と異なる場合は、その提出日
- (3) 意匠登録出願の対象である1又は複数の製品及び当該意匠が割り当てられた1又は複数の類区分
- (4) 出願人の名称、住所及び宛先
- (5) 出願人が代理人により代理されている場合は、当該代理人の名称、住所及び宛先
- (6) 意匠創作者の名称及び宛先
- (7) 優先権が主張される場合は、先の出願がされた国、当該出願の出願日及び出願番号
- (8) 出願人が、意匠法第18条に従って意匠登録及び公告の繰延を請求しているか否か
- (9) 提出された見本、受領された書類及び納付された手数料
- (10) 当該事件についてされた決定
- (11) 先の出願との第14条に基づく抵触を理由として付与された手続の繰延。この場合は、この旨の注記が先の出願の記録欄にされるものとする。

第7条

登録出願対象の意匠が他人に移転された旨が特許庁に通知された場合は、当該移転が確認された場合に限り、移転を受けた当該他人を出願人として出願登録簿に記入することができる。

優先権

第 8 条—第 11 条 (廃止)

分割

第 12 条

出願が複数意匠に関係する場合は、出願人は複数の出願をすることにより原出願を分割することができる。この場合は、前記出願は、原出願と同時にされたものとみなされる。

意匠法第 47 条に規定する新たな出願手数料及び追加手数料は、既に納付済でない場合は、当該出願について納付しなければならない。

登録出願の処理

第 13 条

意匠登録条件の遵守についての審査において、特許庁は、その知る限りのすべてのことを考慮しなければならない。

特許庁は、新規性に関する審査については、関係出願の出願日より前になされた国内登録出願及び意匠登録簿に記入されているか又は登録が抹消された意匠を含めて行う。審査はまた、出願日前になされている国際登録出願及び国際意匠登録(いずれもフィンランドを指定するもの)も含むものとする。

意匠法第 4 条、第 4a 条及び第 4b 条に関する意匠の登録適格性は、当該意匠の内容により必要と認められる程度で、かつ、当該出願の処理を実質的に遅らせることなく、特許庁により調査されるものとする。

第 14 条

先の意匠登録出願との抵触の場合は、特許庁は、後の出願の処理を、先の出願との抵触性についての決定がされるまで若しくは先の出願の出願書類が公衆に利用可能とされるまで、又は出願の変更の結果として抵触がなくなるまで、繰延することができる。

意匠登録の公告

第 15 条

意匠登録の公告には、次の事項を含める。

- (1) 出願番号
- (2) 国内又は国際登録の登録番号
- (3) 意匠法第 10 条に従って出願された日又は出願したものとみなされる日の表示
- (4) 登録所有者の名称及び住所並びに出願人が代理人により代理されている場合は当該代理人の名称及び住所
- (5) 意匠創作者の名称
- (6) 意匠登録の対象である物品及び当該意匠が割り振られた類区分の表示
- (7) 主張された優先権、言及された出願の出願国、同出願の出願日及び出願番号に関する情報
- (8) 意匠の 1 又は複数の表示
- (9) 見本が寄託されているか否かに関する情報
- (10) 1 又は複数の表示が色彩付きか否かに関する情報

異議申立手続

第16条

意匠登録に対する異議申立並びに登録所有者及び異議申立人からの後の提出書類は、3通を添付書類と共に特許庁に提出しなければならない。異議申立には、その理由を明記しなければならない。

第17条

異議申立人が代理人により代理される場合は、委任状を特許庁に提出しなければならない。

第18条

異議申立人から提出された申立書及び添付書類はすべて、その写しが登録所有者に提供されるものとする。

登録所有者が異議申立に関する陳述書を提出した場合は、特許庁は、更なる書類の交換が必要か否かについて決定する。

第19条

異議申立の所定の期間前に、特許庁が意匠登録について重要性のある書類の提出を受けた場合は、特許庁は、所有者にその旨を通知する。何人かが当該書類を送付した場合は、特許庁は、当該意匠に関する真正な権利が問題である場合を除いて、意匠の登録後に異議を申し立てることができる旨をその者に伝えるものとする。

意匠登録簿

第 20 条—第 21 条（廃止）

第 22 条

1 若しくは複数の出願人が同一の日に、全般的印象が相互に異なる 2 以上の意匠の登録を出願した場合において、それら複数意匠が登録されるときは、この事実は、各関係意匠について意匠登録簿及び登録証に記載されるものとする。登録された他の意匠の出願番号及び登録番号もまた付記されるものとする。

第 23 条（廃止）

第 24 条

特許庁に対する、意匠登録の全部若しくは一部の取消、登録の移転又は強制ライセンス付与を求める訴訟を提起した旨のあらゆる通知は、意匠登録簿に記載されるものとする。意匠法第 44 条又は市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 23 条に従い判決書の謄本が特許庁に送付された場合は、この事実は、意匠登録簿に記載される。当該判決が確定したときは、当該判決の主要部分が明確となるように意匠登録簿にされるものとする。

第 25 条—第 26 条（廃止）

第 27 条

意匠登録が更新された場合は、意匠登録簿にその旨の記載がされる。更新の公告には、当該意匠の登録番号、更新期間の開始日及び意匠権所有者の名称に関する情報を含める。

第 28 条

登録が効力を失った場合は、特許庁は、当該意匠を意匠登録簿から抹消する。意匠が意匠登録簿から抹消されたか若しくは意匠が修正された場合又は意匠権が確定した判決の結果他人に移転されたか若しくは一部取り消された場合は、特許庁は、この事実について公告する。

手数料

第 29 条—第 32 条 (廃止)

特別規則

第 33 条

意匠は、1 又は複数の類に分類されるものとする。
意匠の分類は、特許庁により定められるものとする。

第 34 条

意匠保護に関する事項についての通知は、フィンランド特許登録庁により発行される意匠公報に掲載される。

第 35 条

意匠法第 10 条に従い特許庁に寄託された見本は、登録満了後 5 年が経過するまで特許庁により保管されるものとする。当該 5 年中に意匠の意匠権所有者がその返還を求めなかった場合は、特許庁は、当該見本を廃棄することができる。

第 36 条 (廃止)

第 37 条

第 8 条の規定に従う優先権は、1971 年 4 月 1 日意匠法の施行前に外国においてされた出願を基礎とすることができない。